附則第三十七条の次に次の一条、見出し及び一条を加える。

第三十七条の二　地方交付税法の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「株式等譲渡所得割交付金」という。）の交付見込額の百分の七十五に相当する額を控除した額」の下に「とし、法人の行う事業に対する事業税の収入見込額については基準税率をもつて算定した当該道府県の法人の行う事業に対する事業税の収入見込額から当該収入見込額を基礎として同法第七十二条の七十六の規定の例により算定した同条の規定により市町村に対し交付するものとされる法人の行う事業に対する事業税に係る交付金（以下「法人事業税交付金」という。）の交付見込額を控除した額」を加え、「とし、自動車取得税の収入見込額については基準税率をもつて算定した当該道府県の自動車取得税の収入見込額から同法第百四十三条の規定により市町村に交付するものとされる自動車取得税に係る交付金（以下「自動車取得税交付金」という。）の交付見込額の百分の七十五に相当する額を控除した額」、「地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）第二条の規定による改正後の地方税法（以下この項及び第三項において「改正後地方税法」という。）第百四十五条第一号に規定する」及び「（以下この項及び第三項の表道府県の項第九号の二1において「環境性能割」という。）」を削り、「から改正後地方税法」を「から同法」に、「道府県の同法」に改め、「市町村の株式等譲渡所得割交付金の収入見込額の百分の七十五の額」の下に「、基準税率をもつて算定した当該市町村を包括する道府県の法人の行う事業に対する事業税の収入見込額を基礎として地方税法第七十二条の七十六の規定の例により算定した当該市町村の法人事業税交付金の収入見込額」を加え、「、当該市町村の自動車取得税交付金の収入見込額の百分の七十五の額」の下に「、基準税率をもつて算定した当該指定市を包括する道府県の法人の行う事業に対する事業税の収入見込額を基礎として地方税法第七十二条の七十六の規定の例により算定した当該指定市の法人事業税交付金の収入見込額」を加え、「、当該指定市の自動車取得税交付金の収入見込額の百分の七十五の額」を削り、同条第三項の表道府県の項中第七号を削り、第八号を第七号とし、同号の次に次のように加える。

八　自動車税	
1　環境性能割	前年度中における当該道府県の区域内に定置場を有した自動車（地方税法第百四十五条第三号に規定する自動車をいう。以下この号において同じ。）の取得件数
2　種別割	当該道府県の区域内に定置場を有する自動車の台数

第十四条第三項の表道府県の項中第九号及び第九号の二を削り、第十号を第九号とし、第十一号から第十六号までを一号ずつ繰り上げ、同表市町村の項中第三号を次のように改める。

三　軽自動車税	
1　環境性能割	前年度中における当該市町村の区域内に定置場を有した三輪以上の地方税法第四百四十二条第五号に規定する軽自動車の取得件数
2　種別割	当該市町村の区域内に定置場を有する地方税法第四百四十二条第三号に規定する軽自動車等の種類別の台数

第十四条第三項の表市町村の項中第三号の二及び第十三号を削り、第十二号を第十三号とし、第十一号を第十二号とし、第十号の次に次のように加える。

十一　法人事業税交付金	当該市町村を包括する道府県の区域内に事務所又は事業所を有する法人に係る前年度分の事業税の課税標準等の数値並びに前年度の法人事業税交付金の交付額の算定に用いた当該道府県の従業者数及び当該市町村の従業者数

第十四条第三項の表市町村の項第十五号中「当該年度」を「前年度」に、「交付見込額として総務大臣が定める額」を「交付額」に改める。

附則第八条中「、利子割交付金」の下に「、法人事業税交付金」を加え、「本条」を「この条」に、「減収補てん」を「減収補塡」に、「並びに利子割交付金」を「、利子割交付金並びに法人事業税交付金」に改める。

（地方交付税法の一部改正に伴う経過措置）

第三十七条の三　附則第三十七条の規定による改正後の地方交付税法（次項において「新地方交付税法」という。）第十四条第一項及び第三項の規定は、平成三十一年度分の地方交付税に係る同条の規定による基準財政収入額の算定から適用し、平成三十年度分までの地方交付税に係る附則第三十七条の規定による改正前の地方交付税法第十四条の規定による基準財政収入額の算定については、なお従前の例による。

2　平成三十一年度分の地方交付税について、附則第一条第五号の四に掲げる規定の施行の日以後において、新地方交付税法第十条第三項ただし書の規定により、普通交付税の額を決定し、又は既に決定した普通交付税の額を変更する場合における新地方交付税法第十四条の規定による基準財政収入額の算定に係る同条第一項及び第三項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項			
、自動車取得税	から改正後地方税法	第三項の表道府県の項第七号	地方税法
同法第百四十三条	道府県の地方税法		
改正前地方税法第百四十三条	から同法		
	道府県の同法		
	改正前地方税法		
環境性能割	改正前地方税法に規定する自動車税	第三項の表道府県の項第九号	自動車税
	地方税法		
	改正前地方税法		
地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）第二条の規定による改正後の地方税法（以下この項及び第三項において「改正後地方税法」という。）第百四十五条第一号に規定する環境性能割（以下この項及び第三項の表道府県の項第九号の二1において「環境性能割」という。）	自動車税	第三項の表道府県の項第九号の二	自動車税
	（改正後地方税法		（地方税法
	改正後地方税法に規定する自動車税		改正後地方税法第百四十五条第二号に規定する種別割
、地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）第二条の規定による改正後の地方税法（以下この項及び第三項において「改正後地方税法」という。）に規定する自動車取得税	種別割		